

我孫子市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年3月5日

我孫子市監査委員 山口 幹夫
我孫子市監査委員 椎名 幸雄

令和元年度

定期監査報告書

我孫子市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

山 口 幹 夫

甲 斐 俊 光

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の期間

令和元年11月18日から令和元年11月29日まで

4 監査の対象部課

総務部

総務課、文書管理課、情報政策課、秘書広報課、施設管理課

企画財政部

企画課、資産経営課、財政課、課税課、収税課

市民生活部

市民課、市民活動支援課、市民安全課

健康福祉部

社会福祉課、健康づくり支援課、障害福祉支援課（あらかき園、障害者福祉センター含む）、高齢者支援課、国保年金課

子ども部

子ども支援課、保育課、子ども相談課（こども発達センター含む）

環境経済部

手賀沼課、クリーンセンター、商業観光課、企業立地推進課、農政課

建設部

道路課、交通課、下水道課、治水課

都市部

都市計画課、建築住宅課、公園緑地課、市街地整備課

会計課

消防本部

総務課、予防課、警防課、西消防署、東消防署

教育委員会教育総務部

総務課、学校教育課、指導課、教育研究所

教育委員会生涯学習部

生涯学習課、文化・スポーツ課、鳥の博物館、図書館

水道局

経営課、工務課

議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

5 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までににおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

6 監査の方法

監査の実施に当たっては、各所管の事務の執行が各関係法令等の規定に則っているかを、提出された監査資料に基づき調査するとともに、関係職員に説明を求め質疑を交えることにより、効果的な監査となるよう配慮した。

(1) 監査に当たり特に留意した点

ア 予算の編成及び執行は適正であるか

イ 契約の締結及び執行は適正であるか

ウ 現金等の取り扱い方法について

エ 債権の管理について

オ 前回の指摘事項に対する対応及び措置について

(2) 今年度の重点監査事項

預金・現金等の取り扱いについて

7 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象となった全庁各課の業務及び財務事務は、重点監査事項を含めておおむね適正に執行されていた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

8 意見

今年度の重点監査事項「預金・現金等の取り扱いについて」は、各課で保管している公金、準公金、預金及び切手・金券等（E T Cカード・給油カードを含む）における監査資料の提出を求め、平成27年度（重点監査事項「協議会等の事務局として保管している預金・現金・切手の管理状況について」）の監査結果と比較をしながら、各所管部課とのヒアリングを行った。その結果、現金取扱マニュアル（公金及び準公金）、現金取扱簿、出納簿、前渡資金整理簿及び郵便切手等受払簿の整備や改良など所管部課に対し口頭により改善措置を促した。

今後、現金・預金を取り扱う場合には、財務規則や総務課が定めた準公金取扱要領を遵守し現金取扱マニュアルや現金取扱簿等を整備されたい。また、切手・金券等を取り扱う場合には、文書管理規程を遵守した郵便切手等受払簿を整備されるだけでなく、管理職による帳簿と現物（切手・金券等）との照合を月1度以上行い、照合を行ったことが帳簿で確認できるようにすることを望む。

歳出予算の執行状況については、年度途中で不用額の発生が明らかになった予算のうち、執行額が確定したものについては、やむを得ない場合を除き、早い時期の減額補正を望む。